

平成 2 4 年 6 月 2 2 日

平成 2 4 年 第 6 回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成 2 4 年 第 6 回 東 大 和 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

1. 日 時 平成24年 6 月22日（金曜日）午後 2 時00分～午後 3 時34分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第 6 ・ 7 会議室

3. 出席委員 1 番 鈴 木 敏 彦（委員長）

2 番 小 泉 美佐子

3 番 土 田 豊

4 番 武 石 修一郎

5 番 真 如 昌 美（教育長）

4. 欠席委員 な し

5. 説明職員

学校教育部長 阿 部 晴 彦

社会教育部長 小 俣 学

学 校 教 育 部
参 事 兼
指 導 室 長
石 井 卓 之

学校教育課長 田 代 雄 己

建 築 課 長 兼
教 育 施 設 担 当
副 参 事
堂 垣 隆 志

給 食 課 長 梶 川 義 夫

統括指導主事 岡 田 博 史

社会教育課長 村 上 敏 彰

社 会 教 育 部
副 参 事
（国 体 準 備
担 当）
高 橋 宏 之

中央公民館長
兼 狭 山
公 民 館 長
乙 幡 正 喜

中央図書館長 野 口 弘

6. 書 記

主 事 福 寫 まゆみ

主 事 谷 本 惇

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 教育長諸務報告
- 第 3 第 3 号 報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 4 第 4 号 報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 5 第 5 号 報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 6 第 6 号 報告 平成 24 年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する
補助金の交付に伴う答申について
- 第 7 第 30 号 議案 東大和市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規
則
- 第 8 第 31 号 議案 東大和市スポーツ推進委員の委嘱について
- 第 9 第 32 号 議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免
について
- 第 10 その他報告事項 (1) 東大和市学校規模等あり方検討委員会からの緊急
提言への対応（第八小学校校舎増築計画等）に
ついて)
(2) 環境整備事業の契約状況の報告について
(3) 東大和市民プールのオープンについて
(4) 小学生ボウリング教室の実施について
(5) 地域スポーツクラブ体験イベントについて

◎開会の辞

○鈴木委員長 ただいまから、平成24年第6回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○鈴木委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は土田委員にお願いいたします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○鈴木委員長 日程第2、教育長諸務報告を行います。
教育長。

○真如教育長 教育長諸務報告につきまして、初めに5月の後半からご報告を申し上げます。

5月22日、平成24年度学校保健運営連絡会に出席いたしました。私のあいさつの中では、昨年は東日本大震災による放射線に関連した健康被害について、大変多くの方々が不安を感じ、学校保健のあり方にも強い関心を持たれた年であったこととお話ししました。また、そのような中で、関係の先生方のご指導のおかげをもって、児童・生徒がみずからの健康や家族の健康にも関心を持ち、健康に関する知識理解だけではなく、生活の中における実践にも結びつけていこうとする、そういった姿勢が見られるようになってきたこととお話をいたしました。さらに、このことについては現在においても予断を許さないという状況が続いていますことから、一層学校保健の充実に向けたご指導とご協力をお願いいたしました。

東大和ロータリークラブの創立40周年記念式典にもその後参加させていただきました。

24日木曜日、東京都市町村教育委員会連合会総会に出席いたしました。平成24年5月26日をもって現会長、副会長の任期が満了することに伴って、後任の承認について議案の提出があり、新会長には西東京市教育委員会武尾委員長が、副会長には八王子市教育委員会川上委員長を職務代理者と、檜原村教育委員会小林委員長が承認されました。

25日、東大和市公立小中学校PTA連合協議会に出席いたしました。

26日土曜日、第一小学校、第二小学校、第六小学校、第四中学校の運動会の視察と蔵敷公民館祭の開会式に出席いたしました。

27日日曜日、ボーイスカウトの総会に出席をいたしました。

28日月曜日、教育委員の学校訪問で第五中学校を訪問いたしました。

29日火曜日、定例校長会に出席いたしました。

30日水曜日、博物館協議会の辞令交付式に出席をいたしました。

31日木曜日、東大和市市民体育大会主催者会議、引き続き行われました東大和市民文化祭主催者会議に出席いたしました。

引き続き6月の報告をいたします。6月1日、第1回教育委員会臨時会に出席いたしました。

3日日曜日、環境市民の集い開会式に出席いたしました。この市民の集いの中で、第四中学校吹奏楽部の新入生を中心とした演奏があり、入学間もない1年生が上級生とともに立派に演奏を聞かせてくれました。このように、学習の成果を市民の方々に紹介し評価していただく機会は自分に対する自信と自校への誇りにつながるもので、教育効果も多大にあるというふうに認識しております。大変有意義なことであったというふうに考えております。

4日から20日水曜日まで、第2回市議会定例会に出席をいたしました。

10日日曜日、第三中学校の運動会を視察いたしました。

14日木曜日、社会を明るくする運動推進委員会総会に出席をいたしました。

16日土曜日、防災講演会に出席をいたしました。

19日火曜日、社会教育委員会より、先般教育委員会補助金の諮問を行いました。その答申を受理いたしました。

以上で報告を終わります。

先ほど言い間違ったところがありました。6月1日金曜日、第2回教育委員会臨時会に出席ということでございますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 教育長諸務報告を終わります。

◎日程第3 第3号報告 事務の臨時代理の承認について

○鈴木委員長 日程第3、第3号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第3号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、平成24年度東大和市一般会計補正予算（第2号）であります。一般会計補正予算（第2号）は、第2回市議会定例会に第46号議案として提出され、6月5日に原案どおり可決されておりますが、前回の教育委員会が開かれた時点ではまだ市長との最終の予算調整が終了しておりませんでした。その結果、市議会に提出する前に東大和市教育委員会に付することができず、平成24年5月29日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回の教育委員会にご報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

内容につきまして、学校教育関係は学校教育部長から、社会教育関係は社会教育部長からご説明申し上げます。

以上でございます。

○鈴木委員長 学校教育部長。

○阿部学校教育部長 それでは、平成24年度東大和市一般会計補正予算（第2号）のうち、学校教育に関する概要につきまして、ご説明を申し上げます。

資料の1ページをお開き願いたいと存じます。初めに、歳入でございますが、14款都支出金、3項委託金、6目教育費委託金であります。スポーツ教育推進校事業委託金100万円の増額であります。これは、第三小学校と第五小学校の2校が東京都の指定を受けたものであります。

続きまして、歳出でございますが、資料の3ページをお開き願いたいと存じます。10款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費は234万2,000円の減額であります。4ページの説明欄をご覧ください。事業番号14の学校行事部活動等運営支援事業費は100万円の増額であります。東京都の指定を受けた第三小学校と第五

小学校の２校に対する事業補助金であります。

次に、事業番号16の教育センター運営費は334万2,000円の減額であります。教育センターの運営に従事しておりました臨時職員のかわりに、東京都の非常勤教員が配置されることとなったため、臨時職員の賃金を減額するものであります。

次に、２項小学校費、１目学校管理費は、86万5,000円の減額であります。事業番号１の小学校運営費は、校務用パソコン等賃借料の減額であります。これは当初パソコン本体の導入と同時に既存のパソコンとのネットワーク化も予定しており、準備をしてまいりました。しかし、準備期間を当初の見込みよりも長く確保する必要が生じました。このため、60箇月のリースの開始が後にずれましたので、４月から８月までの５箇月分の予算を減額するものであります。

なお、今回減額した分は、この議会におきまして平成29年度の債務負担行為として増額し、60箇月分のリース期間を確保しております。

次に、３項中学校費、１目学校管理費は43万2,000円の減額であります。理由は、先ほどの小学校と同様であります。

次に、３目特別支援学級費は146万5,000円の増額であります。事業番号１の特別支援学級事業費は146万5,000円の増額であります。４節共済費が18万円、７節賃金が124万6,000円、19節負担金補助及び交付金が３万9,000円、それぞれ増額であります。これは、今年度第一中学校の特別支援学級に通学する生徒の数が平成23年度に比べ10人増えて合計28人となり、学級数も１学級増えて４学級となりました。介助員は特別支援の学級数ごとに１人の割合で配置することにしておりますので、臨時職員１人増員するものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 続きまして、社会教育部のご説明をさせていただきます。

歳入でございます。資料の１ページをお開きいただきたいと思います。19款諸収入、５項、１目、１節雑入８万3,000円は、社会教育課と中央公民館等で加入しております保険の解約返戻金等でございます。

右側、２ページの中段になりますが、社会教育課の施設賠償責任保険解約返戻金は２万1,000円の増額であります。これは社会教育課で市民プールと体育施設に対して加入しておりました施設賠償責任保険を解約し、全庁的にまとめて全国市長会市民総合賠償保険に加入することから、これまでの保険の解約をしたこと

によりまして返戻金が発生したものでございます。

その下の事業用賠償責任保険解約返戻金の1,000円、また、その下の事業用傷害保険解約返戻金1万5,000円の増額につきましては、こちらは郷土博物館で加入をしておりました保険につきまして、ただいまご説明申し上げました同様の理由により解約返戻金が発生したものでございます。

続きまして、その下になりますが、中央公民館の保険の関係でございますが、公民館では、事業の特殊性から、全国市長会市民総合賠償保険ではなく、独自に公民館総合補償保険という保険に加入をしております。その保険におきまして、対象となる事業への参加人員が見込みを下回ったことによりまして事業用賠償責任保険料で3万2,000円、その下事業用傷害保険料で1万円の返還金が発生したものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

私から2点お願いします。

学校教育部関係ですけれども、第三小学校と第五小学校がスポーツ教育推進校を受けて予算がついたという話ですが、こういうことを受けて事業に取り組んでいただけるのは大変ありがたいことだと思いますので、このスポーツ教育推進校という、内容的にどういうことなのか、少し説明をいただきたいと思います。

それから、2点目ですが、特別支援第一中学校、10人今年度増えて、学級数もプラスになったということですのでけれども、10人ということはとても急激な増だと私は思うんです。総数何人が何人になって、何学級が何学級になって、しかも、このような急激な増の傾向というのは今後そのように見込まれるのかどうかというようなことが、予測がつきましたらお話ししたいと思います。

以上、2点です。

指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 まず、スポーツ教育推進校でございますが、この都の施策は、都が体力向上を図るために各学校に1校50万円という予算をつけてまして、1年間限りで体力向上を図ってほしいということをつけております。全都的には非常に希望が多いのですが、本市においては2校が選ばれたところでございます。詳しい内容については統括からご説明させていただきます。

○鈴木委員長 統括指導主事。

○岡田統括指導主事 今50万円の予算がつくというふうに話がありましたけれども、その50万円は消耗品に充てるというような形で、備品の購入はできません。また、それは体育の授業において使うもので、授業で体力の向上を図っていくというような形で消耗品を買った。または、消耗品を買わずに先生方の授業力向上のために講師を呼んで講演をしていただくとか、また子供たちに直接触れ合うような、例えば専門的な技能を持ったスポーツ選手または知識を持った専門家、そういう方々を呼んで講演会をしていただくというようなことにも活用ができるものでございます。なかなか希望どおりには当たらないところがありますけれども、本市におきましては2年、3年続けてスポーツ教育推進校となっている学校もございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 学校教育課長。

○田代学校教育課長 今回予算措置していただきました介助員は、第一中学校の特別支援学級のお子さんということで、第一中学校は、先ほど部長からも話がありましたように、23年度3学級18人から24年度4学級28人ということで10人増えているというような状況でございます。ちなみに小学校ですけれども、第三小学校が23年度は22人から24年度は20人に減っております。九小につきましても、23年度は20人のところ平成24年度は16人という形で減っております、一中の伸びはかなりあるんですけれども、小学校ではやや下回っている状況でして、見込みそのものはなかなか出しづらいというのが正直なところでございます。ただ、今回増えている理由は、恐らくこういう特別支援学級について理解が進んだということと、小学校時代通級を利用しているお子さんが、なかなか学習の定着が図れていなかったりするケースもありまして、中学校に上がる段階で就学相談をかけて、それで固定級というような形が出ているというふうに聞いております。やはり小学校の関わり方、その辺の体制につきましても、私どもとしては一つの課題かなというふうにとらえているところでございます。いずれにしましても、見込みそのものを押さえることはなかなか難しいんですが、増加の傾向は基本としてはあるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

小泉委員。

○小泉委員 社会教育課に関してお尋ねいたします。

先ほど2ページのところで公民館に関しての保険料の返還金があったというご報告をいただきましたが、利用見込みより下回ったというご説明だったかと思うのですが、この3万2,000円、1万円等の内容といえますか、少しお教えいただきたいことと、利用者が相当減ってきているのでしょうか。もし減っているとしたらどれくらいの率とか、おわかりになりますでしょうか。

○鈴木委員長 公民館長。

○乙幡中央公民館長兼狭山公民館長 公民館の事業用賠償保険の返還金の件でございます。まず3万2,000円でございます。事業用賠償保険3万2,000円ですけれども、こちらは公民館で主催を行っている事業でございます。この事業の回数が減ったということです。全体で30回を予定していたんですけれども、19回で、11回ぐらい減ってしまった。その回数によりまして返還金が出たということです。3,000円掛ける11回、3万3,000円です。

それから、もう一つの事業用傷害保険の関係でございます。こちらは予定では全館合わせまして955人の予定をしておりまして。それが503人になりました。こちらは1回当たりの保険料が26円です。26円でそれを掛け合わせますと1万円ほどの減額が出まして、そちらが返還金になったという形でございます。

事業の数は増減があるんですけれども、回数的には蔵敷公民館で若干減っています。10回予定していたんですけれども3回というような形で、屋外で行う事業、それが若干減った。逆に増えているところもございます。ですから、公民館主催事業ですから年度当初に予定はしていたんですけれども、内容の中で若干の変更があったということで、全体的には若干減ったということが考えられます。

それから、傷害保険ですけれども、これは参加人数で減っております。参加人数955人の予定をしておりましたが、503人になり、講座の回数の1回当たりの人数が減ったという形で、総体的に減ってしまったというような形でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 主催事業が当初の予定より30回から19回というのは結構減っているのかなと思うのですが、主な理由は何かございますか。

○鈴木委員長 中央公民館長。

○乙幡中央公民館長兼狭山公民館長 この講座でございますが、自主講座とかいろいろな講座がございまして、直営の講座があります。あと企画講座等がございまして、その中で企画委員さんが内容を考えまして外に行く事業、それが減ったというようなことがございます。座学の場合と、それから外に出ていく事業がございまして、座学の場合はそのままなんですけれども、外に行って施設見学とか、いろいろな事業がございまして、それが減ったということが主な原因かなと思います。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第3、第3号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第3号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

◎日程第4 第4号報告 事務の臨時代理の承認について

◎日程第5 第5号報告 事務の臨時代理の承認について

○鈴木委員長 日程第4、第4号報告 事務の臨時代理の承認について、日程第5、第5号報告 事務の臨時代理の承認について、以上の2件は関係がありますので、一括して議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

（書記朗読）

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第4号報告及び第5号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、理由並びに内容のご説明を申し上げます。

第4号報告及び第5号報告とも、東大和市立公民館運営審議会委員の交代に伴うものであります。東大和市立公民館運営審議会委員を構成します選出区分のうち、家庭教育の向上に資する活動を行うものとして東大和市立小中学校PTA連絡協議会から選出されておりました大倉恵子氏が一身上の都合により平成24年5月31日付で公民館運営審議会委員を辞退したい旨の届出が出されましたことを受

け、後任として、同小中学校PTA連絡協議会から選出されました宮澤愛美氏を平成24年6月8日付で委員に委嘱するものであります。

なお、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、解職につきましては平成24年5月31日付で、委嘱につきましては平成24年6月8日付で事務の臨時代理を行いましたので、同条第2項の規定に基づきましてご報告、ご承認をお願いするものであります。

なお、宮澤愛美氏の任期につきましては前委員の残任期間でありますので、平成25年5月31日までとなります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 お尋ねします。

解職年月日が平成24年5月31日となっております。新しい方の任期が6月8日からとなっている、この日数の差について、お教えてください。

○鈴木委員長 中央公民館長。

○乙幡中央公民館長兼狭山公民館長 解職の日でございますが、5月31日はPTAの総会がございまして、その日に解職という形で、任期がございまして、P連、そちらで5月31日で解職されたという届出がこちらにございました。6月8日のほうは、その後新しい方が選任されたということで、6月1日という形で本当は行えばよろしいかなと思うんですけれども、新しく選任された方が6月8日、そちらで選任されたものですから、若干の日のずれがあるということで、今回このような形でご提案差し上げました。

以上でございます。

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第4号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第4号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

引き続きお諮りいたします。

日程第5、第5号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第5号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

**◎日程第6 第6号報告 平成24年度東大和市社会教育関係団体連
合体に対する補助金の交付に伴う答申につ
いて**

○鈴木委員長 日程第6、第6号報告 平成24年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第6号報告 平成24年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

平成24年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金につきましては、平成24年5月15日付で、東大和市教育委員会から東大和市社会教育委員会へ諮問したものに対する答申でございます。答申の内容による補助金総額384万6,000円につきましては、昨年度交付いたしました7団体に対しまして諮問と同額の内訳で交付をするものでございます。また、答申には付帯意見がございましたので、ここで読み上げさせていただきたいと存じます。

付帯意見、東大和市社会教育関係団体連合体の活動は、子供から大人まで、幅広く活発に展開され、市民の社会教育活動の中核を担うとともに、本市の社会教育振興に極めて大きな役割を果たしています。現在、社会教育における国・都の施策では、地域の教育力の向上が上げられており、社会教育委員会の中でも「地域をいきいきとする社会教育」を実現させるため、議論を重ねてきました。

このような動向の中で、社会教育関係団体連合体に対する期待もさらに高まっ

てくるものと考えられます。厳しい市の財政状況ではありますが、社会教育関係団体の活動が地域の教育力を高める原動力の一つであるという考え方に立ち、来年度以降の予算措置について特段の配慮を望みます。

ということでございます。

なお、今後は市の補助金交付要綱に基づきまして、交付決定等の手続を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

私からお願いします。

この付帯意見は昨年もついてきて、同趣旨のものがついてきていたと記憶しているわけですがけれども、この付帯意見に同意をして、何か教育委員会として市長部局にアクションを起こすとか、あるいは取り扱いはどういうふうに考えたらいいか、私自身も迷うところがあるんですが、事務局でお考えがありますか。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 今、委員長がおっしゃられましたとおり、昨年に引き続き、実は5回引き続いて、付帯意見が5年にまたがってついております。いずれも予算額が増えていないというところで、それを増えるように努力してほしいというような内容でございましたけれども、まず、今回については19日にいただきましたものですから、こちらにつきまして今後またどういう形で財政当局に話をしていくか考えてまいりたいとは思っております。しかしながら、全庁的に補助金の額というのは上がる傾向というのはここ最近ありませんで、実際補助金についても硬直化している部分があります。実際予算をつくるに当たっても部の枠配分ということで決められた上限額が部としてあるものですから、それを念頭に予算をつくるわけですが、これは補助金ですので、市の全庁的な考え方に頼ることも大変重要になってきますので、この補助金だけ増やしていただけるかどうかというのは非常に難しい部分があります。しかしながら、社会教育委員会議からこのような付帯意見が毎年出ているということもございますので、こちらについては予算の担当部署とも、今こういう状況なんだということは説明をしてまいりたいとは思っております。できる、できないというのはございますけれども、私ども担当としましては、予算が増える努力をしたいとは思っております。現状では、与

えられた予算を、パイは決まりませんので、その中をほかの7団体に補助を出していますが、ほかのところにつけてほかのところを削るとか、そういう話し合いでしかないわけでございます。非常に社会教育委員会議の中でも、予算額が決まっていますので、なかなか議論が難しいということは聞いております。今後も補助金のあり方も考えつつ、補助金が増えるかどうかの確認もしながら、担当ともよく話をし、進めてまいりたい、そのように思っております。

現状では以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

土田委員。

○土田委員 記憶は定かではないものですから、3年前でしたか、社会教育関係団体への補助金の額、これは答申書にはそういうふうに必ず付帯意見がついてくるわけですが、では幾ら上げたら、幾らにしたらいいか、十分だとか、そういう線がよくわからないんです。したがって、比較するとすればほかの市町村でこういう社会教育関係団体にどの程度の補助金を出しているかということ参考に、これは先ほど言ったように一度質問したような気がするんですけども、もう一度お調べいただいて、そして、もし当市がほかと比較して極端に少ないという傾向であるとすれば、これは是正しなければならない。レベルがどのような状態なのかということ聞かせてもらいたいと思います。

○鈴木委員長 社会教育課長。

○村上社会教育課長 ただいま土田委員からお話のありました他市の補助金の金額です。これにつきましては、各市社会教育関係団体に出してきたさまざまな経過があると思います。したがって、内部的には今年度各市に、社会教育関係団体補助金をどういう団体に出しているか、幾ら出しているのか、対象経費に対する補助率はどのくらいなのかという、そういう調査を先日の社会教育委員会議の結果を踏まえまして事務局としては実施していこう、こういう形で現在事務を進めているところでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 これから調査をして、そしていつごろそれが判明し、我々に示していただけるか。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 これから調査をするんですけれども、また集約ができましたら、機会をとらえてご覧になっていただきたいと思います。私の知っている範囲ですが、3年ぐらい前ですか。平成19年度に補助金が減った時期がありました、2割でしたか。そのときにも付帯意見が出ました。そのときにも他市の状況を調べたことはありましたけれども、他市では、こういう補助金、運営費補助になるような補助金の出し方ではなく、プレゼンをして、団体がこういうことに使いたいからお金を出してくれみたいな、そういうプレゼンをして、それから出したということもほかの市ではやっているようなことも聞いたことがありますので、それら他市の状況を調べて、当市の状況はどうか、分析もして、今後の機会をとらえまして教育委員の皆様にもお示しできるようにしたいというふうには思っております。

以上です。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 ここの付帯意見にもありますように、確かに社会教育関係団体といたしますのは子供から大人まで、本当に生涯教育を担う大切な役割を持った集まりであると思っておりますので、活発に活動もでき、そしてたくさんの人たち、会員も増えて、たくさんの市民の皆さんが参加できるといいなと、心から願っておりますが、ここのところの、この7団体というのは変わりませんね。この7団体の数が変わらないで、事業回数は増えているのか、減っているのか。参加人数が増えているのか、減っているのか。そういったことによって予算がうんと足りなくなっているんだと。うれしい悲鳴で、今までの予算では足りないぐらい活発化されてきているので増やしてほしいというような、もし要望があるなら、きちんと数字で出てきて、これはやっぱり増やさなければという応援もぜひしていきたいと思うんですけれども、そのあたりはおわかりになりますか。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 この補助金につきましては歴史が古く、昭和40年ぐらいから出しているということは記録に残っております。教育委員会としまして、この補助金を出すことで社会教育部が本来しなければならない、例えばキャンプ事業とか、そういういろいろな事業をその7団体にやっていただいているという考え方を持っております。連合体の数は7団体でありまして、例えば体育協会にも補助金を出しておりますけれども、昨年度バスケットボール連盟が増えたとか、若

千の増減は各団体によってはございます。しかしながら、各団体に出ている補助金は所属団体が増えたからといっても増えたり、減ったりしておりません。これは各団体が承知していただいているといえますか、各団体が必要とする金額というのが年々変わっていないこともあるんですけれども、そこは各団体補助金が増えていないからということをお察していただいているのかなというふうには思っております。

国体がございます。国体がありますから、例えば体育協会に今年度は多く増やして、ほかの団体はちょっとずつ減らせていただいているということも考えられるんですけれども、各団体運営事業数もほとんど一緒です。各団体申請するときに事業計画がついてくるんです。その事業の数もほとんど変わっていませんでしたので、各団体今年度もやろうとしている事業の数は変わっていない見込みです。ですので、各団体は例年の事業をする中で参加人員を増やしたり、いろいろ努力をしていただいているなという、そういう実感で書類を見させていただいているということで、各団体のお気持ちはわかりますけれども、増やしたり、減らしたりというのがなかなかできない状況がありますので、そういう部分を社会教育委員会でもこういった形で総枠を増やして各団体に増やしてあげられることを社会教育委員会では望んでいるというような私ども理解でございますので、人数等詳細が今なくて恐縮でございますけれども、事業の数はおおむね一緒ということで、参加人員も、そこは確認がとれないので今お話しできませんけれども、そんなに大きな増減があったというような認識ではございません。

以上です。

○鈴木委員長 ほかによろしいですか。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 今、今回の申請に当たりまして7団体の所属加盟団体は、今年度60団体です。連合体としては大きく7団体ですが、例えば体育協会は20団体、文化協会は11団体、それぞれ所属している団体がありますので、それを足すと全部で60団体です。それは昨年度が61でしたから1団体減ったということになります。体育協会が1団体減っています。それから、加盟者数につきましては、今年度1万1,834人です。前年度が1万1,918人でございますので、前年度比84人減ということでお示しさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 詳しい数字ありがとうございます。特に増えたり、減ったり、極端な例はないということでお聞かせいただきましたけれども、本当に子供から大人までの大事な役目を担った活動をしていただいていることですので、ぜひ応援していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 私から一言ですけれども、今、部長から説明があって、昭和40年ごろからの流れだということで、随分長い歴史があるなということを感じながら、その当時は本来行政がやるべきことをこの団体をお願いしていたという部分が非常に強かったのではないかと、私は推測するわけですけれども。今の時代は、こういう団体というのは本来は自主的で主体的な市民の団体であって、行政の援助を受けながら活動を充実する。援助が少なれば活発に活動できないという、そういう時代ではないのではないか。市民本位の活動主体でないかというふうに考えているんです。でも、たしか体協の要綱を見ると、文化協会でしたか、文化祭に協力するという1項があるんですね。だから、そういう市の行事に積極的に協力するということもあって、補助金をもっと欲しいというようなことと関連しているような気がするので、本来行政でやることと、市民が主体的に活動としてやることのすみ分けをもう少しきちんと分けていただいて、だから補助金がこういうふうに増額が必要なんだとか、今までの慣習で渡していた補助金は、これはもうかつての考え方であって、もう整理できるのではないかと、そういうような基本的な考えを整理する。そういう時期にきているのではないかと、前々から思っていたんですけれども、一つの問題提起ですけれども。もしお考えがあれば聞かせていただいて、あるいは何かのときに話の材料にしてもらえればいいと思うんですけれども。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 貴重なご意見をありがとうございます。先ほど言いました昭和40年当初から補助をし、現在に至っておりますけれども、補助率が7割ぐらいまで占めているんです。なかなか整理をして、そこに補助金を減らしたり、なくしたりということになると活動そのものがなくなってしまうおそれも実は一方でございます。そういういろいろな影響がございますので、今、委員長のご意見を参考に、今後補助金のあり方、それから活動の各団体ともいろいろ話をして、進めていければいいというふうに今思っておりますので、参考にさせていただきた

いと思っております。

以上です。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 いろいろとお忙しい中かと思いますが、他市等における社会教育関係団体の位置づけなども、もし調べる方法がありましたら、急ぎませんけれども、いつかお知らせいただけたらと思います。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 今の他市の関係ですけれども、他市は、私の知る範囲ですが、体育協会と文化協会の2団体に大局に分かれている。うちは7団体、文化協会、体育協会ありますけれども、そのほかにも幾つもあります。だけれども、ほかの市の状況をすべて調べたわけではないのですが、ほかの市では文化協会と体育協会の中に全部含まれて新しいところもその中に入っていく。どちらかに入っていく、そういう大きく大局化しているような市がありました。私どものまちでも、例えば合唱連盟とか音楽連盟がありまして、これは本来であれば文化協会の中に入っていく団体なのかもしれませんが、いろいろいきさつがあって一緒にならなかった経緯がありますので、その辺の他市の状況、それも参考にして今後考え方を整理していきたいと思っております。

以上です。

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第6、第6号報告 平成24年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第6号報告 平成24年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申について、本件を承認と決めます。

◎日程第7 第30号議案 東大和市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

○鈴木委員長 日程第7、第30号議案 東大和市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第30号議案 東大和市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本年7月9日をもって外国人登録法が廃止されることにより、外国人登録原票に登録されていた外国人が新たに住民基本台帳に記録され、外国人住民と位置づけられることになりました。これに伴い規則の整理が必要となったことから、本規則をご提案申し上げるものでございます。

内容について、ご説明申し上げます。議案書をご覧くださいと思います。第3条は、貸付申請における添付書類等について定めたものでありますが、外国人登録法の廃止に伴い、外国人登録原票記載事項証明書が廃止されることから、第3号及び第6号からこの文言を削除するものであります。

第1号様式、学資金貸付申請書、第4号様式奨学生異動届につきましても、同様の理由により外国人登録原票記載事項証明書の文言を削除いたします。

最後に、附則であります。この規則の施行日を外国人登録法が廃止される平成24年7月9日とするものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第7、第30号議案 東大和市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第30号議案 東大和市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則、本件を承認と決めます。

◎日程第8 第31号議案 東大和市スポーツ推進委員の委嘱について

て

○鈴木委員長 日程第8、第31号議案 東大和市スポーツ推進委員の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第31号議案 東大和市スポーツ推進委員の委嘱についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

スポーツ推進委員につきましては、15名の定数に対し現在まで12名を委嘱しており、3名の欠員が生じております。そのため、今回新たに別所篤弥氏及び佐藤芳直氏をスポーツ推進委員に委嘱いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。任期につきましては、平成24年7月1日から平成26年3月31日まででございます。

なお、別所、佐藤両氏の生年月日、住所、特技等につきましては、お手元の議案書に記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第8、第31号議案 東大和市スポーツ推進委員の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第31号議案 東大和市スポーツ推進委員の委嘱について、本件を承認と決めます。

◎日程第9 第32号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育
機関職員の任免について

○鈴木委員長 ここで会議の非公開について、お諮りいたします。

日程第9、第32号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免については人事案件であることから会議を非公開としたいと思いますが、これに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鈴木委員長 賛成者全員。

よって、会議は非公開といたします。

さらに、本日の会議録及び会議資料の取り扱いにつきまして、お諮りいたします。

本案の会議録及び会議資料につきましては、平成24年7月1日までの時限秘としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、そのように取り扱いいたします。

ここで関係者以外の退場を求めます。

日程第9、第32号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第32号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免についてにつきまして、ご説明を申し上げます。

本件は人事案件であります。平成24年6月21日付で内示がございましたので、ご説明を申し上げます。

教育委員会内部異動者といたしまして、給食課長兼給食係長兼第二給食センター所長事務取扱の梶川義夫が7月1日から兼給食係長事務取扱を解き、中央図書館長兼管理係長事務取扱の野口弘が7月1日から兼管理係長事務取扱を解くものであります。

理由につきましては、各職場に係長職が配属されることとなったものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第 9、第32号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第32号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について、本件を承認と決します。

ここで会議の非公開を解きます。退場者の入場を認めます。

◎日程第 10 その他報告事項

○鈴木委員長 日程第10、その他報告事項を行います。

報告事項(1) 東大和市学校規模等のあり方検討委員会からの緊急提言への対応(第八小学校校舎増築計画等)について、本件の報告をお願いいたします。

学校教育課長。

○田代学校教育課長 その他報告事項(1)につきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、第八小学校の校舎の増築につきましては、6月1日に開催されました教育委員会の臨時会におきまして、教育財産の取得の申し出ということで、ご承認をいただきました。その後6月1日付で、市長に対しまして、教育財産の取得の申し出をさせていただきました。本日は、第八小学校の校舎の増築を進めていくに当たりまして、今後保護者説明や議員の皆様にご説明していく必要があると考えておりまして、その説明会用の資料を作成しましたので、ご報告させていただきたいと考えております。

校舎の増築の必要性につきましては、6月1日の臨時会におきまして説明をさせていただいたわけですが、本日は、その資料の概要につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、お手元に配りましたその他報告資料の(1)をご覧いただきたいと思います。まず、1番になりますけれども、緊急提言の内容ということで、市の南西部地域の大規模集合住宅等の建築によりまして人口が増加しているというこ

とと、あり方検討委員会におきまして、平成24年3月22日付で、第八小学校の児童数の増加の対策について、優先順位をつけて緊急提言がなされたということをここで説明をしたいと思っております。四角枠の中に、優先順位ということで、優先順位1から3という表をつけさせていただいております。

2番目です。教育委員会の方針でございます。この緊急提言を受けまして教育委員会において検討を重ねた結果、緊急提言における優先順位1を採用するというをここで明記しております。優先順位の1番でございますけれども、先ほどの表にお戻りいただきますと、第八小学校及び第十小学校の両校に校舎を増築するというのと、それに伴いまして通学区域の変更、第八小学校の通学区域のうち調整区域の一部を第十小学校の通学区域とするということの内容となっております。

なお、優先順位の1の通学区域の変更の内容でございますけれども、5ページに参考資料1という形で地図をつけさせていただきまして、どの部分を通学区域の変更にするかということを地図でわかるように示してあります。

続きまして、教育委員会の方針でございますけれども、下の表の四角枠になります。（1）番で、第八小学校において、26年度から使用できるよう、6教室分の増築をするという方針でございます。そして、6教室を超える増築は、第八小学校のさらなる大規模化につながるということで、今後も含めて行わないということで、適正規模を視野に入れた増築を考えているということをここで示してあります。

続いて、（2）になりますけれども、優先順位の1の対策のうち、通学区域の変更及び第十小学校における校舎の増築につきましては、現段階において決定することはせず、35人学級の今後の動向等を見きわめた上で改めて判断するというを考えております。

なお、一番下の※でございますけれども、35人学級の説明をここでつけさせていただきました。内容としましては、平成23年度に小学校1年生に導入された学級編制の基準であるということで、児童数が35人で1学級を編制するものである。そして、平成24年度には国の予算措置によりまして小学校2年生まで拡大されたところでございますが、平成25年度以降の見通しは不明であるということをここで書かせていただいております。

続きまして、次のページをお開きいただきたいと思います。2ページになりま

す。3で第八小学校校舎増築計画を地図を示してお示しをしております。（1）で増築工事の概要でございます。①教室数は6教室ということです。②構造・規模でございますが、鉄筋コンクリート2階建て、③配置計画としまして、1階3教室、トイレ、昇降口、2階3教室、トイレ、倉庫スペース、そういうような形で施設の概要を示させていただいて、下には地図をつけさせていただいております。

この地図ですけれども、校舎建設予定地ということで破線の丸枠になっております。現在まだ設計前の段階でございますので、明確にお示しすることはせずに、この付近に2階建ての校舎を建てる。6教室の校舎を建てるということで説明をしていきたいと考えております。

下のほうになりますけれども、（2）で増築費用の予算計上時期としまして、①が平成24年度6月補正予算で、設計費、地盤調査費を計上し、②で、平成25年度の当初予算で、工事費、工事監理費、初度調弁費を予算措置する予定になっております。

次に、3ページをお開きいただきたいと思います。3ページでございますけれども、当面は第八小学校の校舎を増築しますけれども、今後の見込みによって対応も変わってくるということで、今後につきましてもここで説明する必要があるのではないかとということで示しております。

まず、（1）で基本的な考え方でございますけれども、優先順位の1の対策のうち、通学区域の変更及び第十小学校における校舎の増築につきましては、現段階において決定することはせずに、35人学級の今後の動向等を見きわめた上で改めて判断するということが、先ほどと重複しますけれども、改めてここでこの方針を確認することになっております。

理由の①でございますけれども、緊急提言におきましては35人学級が平成25年度以降1年ずつ上位学年に進展すると仮定して今後の学級数の推計がなされているところでございますけれども、仮に35人学級が現状小学校一、二年生のみが対象のまま推移した場合には、緊急提言で見込んだ学級数よりも少なくなるという課題をここで明確にするということで、それぞれのケースにつきまして推計をするということでこちらに明記させていただいております。この推計の方法ですけれども、それにつきましてはページの6から7の参考資料の2を示しまして、こちらでそのシミュレーションを明らかにするということが、資料をつけさせてい

ただいております。

3 ページにお戻りいただきまして、④のところでございますけれども、35人学級が現状小学校一、二年生のみが対象のまま推移すると仮定した場合には、四角枠にありますように、第八小学校につきましては普通教室が6教室不足する見込みであるが、今回の6教室の増築を行うことで対応可能になるという考え方ができます。

また、第十小学校でございまして、普通教室が30年度までに2教室不足する見込みがあるところでございまして、あり方検討委員会が確保したいと考えている特別教室11教室のうち2教室を普通教室に転用することで、増築までしなくてもいいのではないかとこのことをここで示しております。

なお、特別教室11教室ですけれども、下の※にありますように、こちらであり方検討委員会が確保したいと考えている教室、特別教室11教室をここで示しております。

続きまして、4 ページをお開きいただきたいと思います。前の話は35人学級が進展しなかった場合でございまして、4 ページの(2)につきましては35人学級が1年ずつ上位学年に進展した場合の対応について、ここで明記しております。四角枠のところになりますけれども、もし35人学級が1年ずつ上位学年に進展した場合には、優先順位1のとおり通学区域の変更及び第十小学校における校舎の増築を行う方針で対策を考えていくということでございます。

①でございしますが、通学区域の変更に対する考え方としまして、まず通学区域の変更にあたっては、児童に与える影響を考慮しまして、在学中の児童は卒業まで通学できることを経過措置に設けることを原則として配慮をしたいと考えております。

また、この通学区域の経過措置を設けた場合のシミュレーションにつきましては、8 ページから9 ページの参考資料3ということで、そちらのシミュレーションも資料として付けさせていただきますので説明をしていきたいと思っております。

①のイでございまして、通学区域を変更する際には保護者に対する説明や周知の期間を確保するため変更の2年前には決定を行うということで、こちらにつきましても配慮してまいりたいと考えております。

具体的に②になりますけれども、一番早く25年度から35人学級が進展した場合の想定でございまして、アで、後段になりますけれども、平成27年度から

通学区域を変更する。第八小学校の児童数を減少させる必要が出てまいります。
また、イにおきましては、第十小学校につきましては、八小から十小に子供さんが増えてきますので、それに対応するため28年度から増築をする必要が出てくるということです。

ウにおきましては、アの最終決定をする場合、平成27年度から通学区域を変更する場合は、24年度末を目途に決定をする必要があるということを決めまして、保護者に対して説明を開始するということで、この時期から2年間ぐらいかけて保護者に説明していく必要があるのではないかと考えております。

最後です。5番になりますけれども、今後の予定としましては、保護者への説明を7月下旬ごろに第八小学校の視聴覚室で考えたいと思います。また、保護者だけに限らず、近隣に居住している方やスポーツ関係団体の皆様にもご参加いただいて、丁寧の説明をしてまいりたいと思っています。

説明会用の資料の説明につきましては、以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

土田委員。

○土田委員 十小の場合には普通教室が2教室不足する見込みであるがというふうに、このあと書いてありますが、あり方検討委員会が確保したいと考えている特別教室は11ありますが、この11は現在確保されているわけでしょうか。そして、この2教室不足する時点でこのどれとどれを普通教室にしようとしているのか、それをお聞きしたい。11のうち2つを普通教室に変えるということだろうと思いますので、どの教室とどの教科室を普通教室に変える考えなのか、教えていただきたい。

○鈴木委員長 学校教育課長。

○田代学校教育課長 現在は第十小学校の特別教室ですけれども、現在使用している教室数で考えますと、まだ少し余裕がありますので、特別教室として使えるのは11以上あると考えております。

なお、今後35人学級が進展した場合等、教室数が足りなくなるわけですが、ここで考えておりますのは、例えば学校と相談するというのが一番だと思っておりますけれども、生活科室や教育相談室、その辺を実情を踏まえまして対応を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

土田委員。

○土田委員 35人学級が2年から3年、3年生から4年生になったときに現在の35人学級がそのまま上に上がっていく、同じ制度が続いていくという、あるいは2年で切られて、あとは3年になったときに40人学級に戻る、その辺の見きわめというか、文科省が考えている順次35人教室を上げていこうという考え方が、答えとしていつごろ出るか、大体わかれば教えていただきたい。そうでないと判断が。

○鈴木委員長 学校教育部長。

○阿部学校教育部長 国の進め方、国の考え次第でございますけれども、私どもとしては情報の収集に努めるということに尽きますが、早ければ国の予算の編成の時期で、秋ごろにその動向、考え方というのが見えてくればいいなということでございます。市としては情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○鈴木委員長 ほかにいかがですか。

では、質疑を終了いたします。

報告事項（2）環境整備事業の契約状況の報告について、本件の報告をお願いいたします。

建築課長兼教育施設担当副参事。

○堂垣建築課長兼教育施設担当副参事 資料のその他報告（2）をご覧いただきたいと思います。

ご心配をおかけしております耐震補強工事及び冷房設備工事等々の主な環境整備事業につきまして、大方契約が済みまして工事着手できておりますので、資料にあるように報告をさせていただくものでございます。請負業者名も含めて、ご報告いたします。

なお、横線になっている工事につきましては、今後進めてまいりたいと思っております。また、ここに示していない環境整備事業費がございます。消防や建築点検等の状況を踏まえまして、随時実施してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

私から1点ですけれども、学校を回ってみますと、どこの学校も工事が行われ

ていて、これが一斉に、一気にさまざまな工事を今年やるのは担当の課としても学校もとても大変だと思うんですけども、よくこれだけやっていただけたとおっております。

それから、冷房については、本市の2学期が8月25日から始まりますけれども、各校ともにこれに間に合うようにしていただいて、子供たちも大変喜ぶのではないかと思います。どうぞひとつ大変な期間になると思いますけれども、安全に気をつけて、順調に工事が進みますように、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

建築課長兼教育施設担当副参事。

○堂垣建築課長兼教育施設担当副参事 どうもありがとうございます。私どもも特に第八小学校等につきましては耐震補強工事、冷房設備設置工事、芝生化工事、3つの案件が夏に重なります。そういった中で、各業者にはくれぐれも子供たちに配慮して工事を進めるようにということを伝えております。

それと、冷房の関係でございますけれども、今のところ、うちのほうはすべて8月24日までということで、2学期の始業式から使えるということで工期設定をいたしました。今のところ請け負った業者からこれに間に合わないよというようなお話はございませんので、多分いけるのではないかとということで私どもは思っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ここに請負業者の名前が上がっていますが、これは全部市内に本店を持っている業者でしょうか。

○鈴木委員長 担当課長。

○堂垣建築課長兼教育施設担当副参事 体育館耐震補強工事でございます。東大和市には大きなゼネコンがございません。そういった中でございますけれども、第三小学校と第九小学校、第十小学校を行う大和建设、これの会社につきましては市内の会社でございます。たしか蔵敷にあったと思います。第一小学校、第六小学校、第二中学校につきましては、東大和高校の西側に営業所がございます。それと、小倉工務店というところが第五小学校、第三中学校、これは立川の会社でございます。第七小学校の長井工務店も立川の会社でございます。第八小学校の山口建興というのが小平か、そちらのほうの会社でございます。

下の芝生化工事の有限会社空園につきましては東大和市の会社でございます。
小学校冷房設備設置工事につきましては、第六小学校の丸山設備工業東大和支店という以外につきましてはすべて市内の会社でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項（３）東大和市民プールのオープンについて、報告事項（４）小学生ボウリング教室の実施について、報告事項（５）地域スポーツクラブ体験イベントについて、以上３件は一括して報告をお願いいたします。

社会教育課長。

○村上社会教育課長 その他報告事項３、４、５につきまして、ご説明させていただきます。

１点目の市民プールにつきましては、７月14日土曜日から８月31日金曜日までの49日間、原則10時から午後６時まで開場いたします。例年どおり初日の７月14日は利用者サービスの向上及び施設の周知、利用促進を目的といたしまして無料でご利用いただけます。

また、７月17日から20日までは小中学校での授業がございますので、一般への開場は午後１時30分からとし、午前中は地域への還元サービスの一環で、事前の申し込みが必要となりますが、近隣の保育園、幼稚園を対象に幼児プールを無料で公開いたします。その他ワンポイントレッスン等の各種イベントも予定しておりますが、詳しくは７月１日号の市報及び市のホームページ等で市民に周知を図ってまいります。

続きまして、小学生ボウリング教室についてでございます。こちらにつきましては、東京都市長会の多摩・島しょスポーツ振興事業助成金を活用いたしまして、８月５日日曜日の午前９時30分から、ビッグボックス東大和にて実施するものであります。来年度に開催されますスポーツ祭東京2013では、当市は正式競技のボウリングの会場市でもございます。そのPRも兼ねまして、子供たちがプロボウラーからの直接の指導を受けながら、ボウリングのルールやボールの選び方、投げ方などを学ぶ教室を行うとともに、ゲーム形式のボウリング大会を実施するものであります。小学生50名程度の参加を予定しております。

３点目の地域スポーツクラブ体験イベントについてでございます。既にご案内のとおり、東京都におきましては、来年度に開催されますスポーツ祭東京2013ま

で、すべての区市町村に地域スポーツクラブを設立することを目標としております。現在当市におきましても、平成24年2月の設立を目標に地域スポーツクラブ設立準備委員会が立ち上がっております。地域スポーツクラブの設立に向けて、運営スタッフの募集、設立後の会員の発掘等のPRを行うため、今回設立準備委員会によります体験イベントを実施するものであります。内容的には、市民体育館をかりまして、午前中はフィンボール、ゆうゆう体操とストレッチ、スポーツ吹き矢を、午後は、フットサルと卓球、及びノルディックウォーキングを予定しております。

小学生ボウリング教室と地域スポーツクラブ体験イベントにつきましては、6月26日の校長会でもご説明をさせていただき、その後各小学校を通じまして全児童へのチラシの配布を予定しております。また、同時に7月1日号の市報及び市のホームページ等で周知を図ってまいります。

以上です。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

土田委員。

○土田委員 地域のスポーツ振興ということで、こういったこと、国体があるということでボウリングですけれども、その他この時期にこういう計画がなされるわけですけれども、ぜひこれからずっと根づかせるというか、当市に必ず毎年こういうことをやるというふうな形で根づかせるという方向づけでやっていただければと思っております。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 今、土田委員からいただきましたお話ですけれども、この辺の地域では羽村のハムスポというスポーツクラブが盛んということで、参考にもさせてもらっているんですが、立ち上がって二、三年でつぶれてしまうような市もあるようです。これはやはり運営が市民が主体ということで、私ども今レールを引く展開をしているわけなんです、運営については市民が主体になってやっていくというところに非常に課題があるということを聞いております。他市のいい例、悪い例、参考にしまして、長く定着して、たくさんの方に楽しんでいただけるようなスポーツクラブを今後立ち上げていきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

私から2点。

1点目は、今、土田委員からもお話がありましたけれども、スポーツクラブの立ち上げ、これはなかなか大変だと思うのですけれども、最初に考えたよりは早く具体的な取り組みが本市もできてきたという感想を持って見せていただいております。部長がおっしゃるように、立ち上げも大変だけれども、こういう組織というのは持続がまた立ち上げ以上に大変かと思いますので、あせらずにじっくりやっていただければうれしいと思います。

一つ質問ですけれども、プールのオープンの日に無料というお話がありましたけれども、かつて市営でやっているときにこのような無料開放のようなサービスをやったことはあったでしょうか。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 市民プールに関しましては、これまでオープン日といいますが、会期中に無料でやったことがあるかということでございますが、私ども担当の知る範囲ではそういうことは今までなかったというふうに聞いております。

昨年から指定管理者の提案によりまして無料の日をつくろうというような取り組みが始まったわけでございます。また、指定管理者でのいろいろさまざまな提案、例えば救急法とか、それから上手に泳げるようになるようなレッスンとか、ポイントカード、幾つたまると1回無料とか、行政でやるとなかなかできないようなサービス、取り組みを指定管理者はいろいろ経験から提案をされてきております。利用者の向上も幾つかのそういう取り組みからどんどん増えていくのかなというふうに思っておりますので、そういう提案については私どもも応援といいますか、市民のためにサービス向上になるために私どもも了解をして、そういう事業が進んできている、そのような状況でございます。

もう一点、スポーツクラブのお話をいただきまして、この話はもう何年も、10年ぐらい前から実はスポーツクラブをつくる、構想的には話がありました。どういふものなのかというのが抽象的で、わかりにくい部分がありまして、なかなか進んでこなかったという経過でございます。国体も近くなってきたということもありまして、さっき課長からもありましたが、国体の年までに全区市町村で立ち上げるというようなことを東京都も言うておりまして、東京都も折りに触れてど

うですか、担当行かせますので進めてくださいみたいな、そういうこともあり、ここ一、二年で随分一度に進めてきたところもあります。スポーツ推進委員さんにも多大なるご協力をいただいて、核になって進めてきた経過もございますので、いろいろたくさんの方と知恵を出し合って、市民の方に楽しんでもいただけるような、そして運営部分でも安定して長く続くように立ち上げ目指してまいりたいと思っております。

よろしく申し上げます。以上です。

○鈴木委員長 プールの無料化をなぜ聞いたかという、指定管理者制度を導入するときに、市民の方々は、市民サービスが低下するのではないかという危惧があって、なかなか不安な面が、さまざまな意見を私も聞いておりましたけれども、このように具体的に実際はさまざまな業者の工夫や知恵によって、市民サービスがむしろ向上しているということで、とてもうれしく、ありがたく思っております。どうかこういう点については、部長のお話のように、行政も側面から応援していただいて、ますます市民に喜ばれるような体育館運営がなされるようにしていただきたいと思います。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 貴重なご意見をありがとうございます。指定管理者も、毎週火曜日が休みでありましたが、やはりこれも提案から月1回、第三火曜日の休館日だけになりました。それから、水曜、金曜日は夜11時までやっております。なかなか役所の中ではできないようなサービスが取り組まれているというふうに思っております。今後もいろいろ提案がくるというふうに思っておりますので、指定管理者と協力、連携しながら、市民の皆様の利用の向上が図れますよう努めてまいります。

以上です。

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

これで、その他報告事項を終了いたします。

◎閉会の辞

○鈴木委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成24年第6回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 2 時 3 4 分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会委員長 鈴木 敏彦

会 議 録 署 名 委 員 土田 豊